

「コムストックローン約款」【コムストックローン・ダイレクト】新旧対照表

日本証券金融株式会社

[実施日:2019年11月22日]

(下線箇所は改正部分)

新	旧
<p>コムストックローン約款 【コムストックローン・ダイレクト】</p> <p style="text-align: right;">日本証券金融株式会社</p>	<p>コムストックローン約款 【コムストックローン・ダイレクト】</p> <p style="text-align: right;">日本証券金融株式会社</p>
<p>第1条 (趣旨) (現行どおり)</p>	<p>第1条 (趣旨) (省 略)</p>
<p>第2条 (契約の成立および契約期間)</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、前項に規定する当社の審査において、<u>適当と認められないもの</u>とします。なお、審査の結果、<u>契約を締結できない場合の理由は開示しないもの</u>とし、お客様は、当社の審査の結果および理由の不開示につき異議を述べないものとします。</p> <p>(1) 申込時においてお客様が満20歳以上<u>75歳未満</u>であること。</p> <p>(2)~(5) (現行どおり)</p> <p>3、4 (現行どおり)</p> <p>5 契約期間満了日までに当社所定の方法により<u>審査を行い、当社が適当と認めた場合は、1年間更新されるもの</u>とし、以後も同様とします。なお、当社の審査の結果は、<u>当社のウェブサイト</u>で通知します。<u>また、当社が審査を行う日までにお客様より更新を希望しない旨の申出があった場合は審査を行わず、契約は更新されません。</u></p> <p>6 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、前項に規定する更新の審査において、<u>適当と認めないもの</u>とします。なお、審査の結果、<u>契約を更新できない場合の理由は開示しないもの</u>とし、お客様は、当社の審査の結果および理由の不開示につき異議を述べないものとします。</p> <p>(1) (現行どおり)</p>	<p>第2条 (契約の成立および契約期間)</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、前項に規定する当社の審査において、<u>適当と認められないもの</u>とします。なお、審査の結果、<u>契約を締結できない場合の理由は開示しないもの</u>とし、お客様は、当社の審査の結果および理由の不開示につき異議を述べないものとします。</p> <p>(1) 申込時においてお客様が満20歳以上<u>70歳未満</u>であること。</p> <p>(2)~(5) (省 略)</p> <p>3~4 (省 略)</p> <p>5 契約期間満了日までに<u>お客様から当社所定の方法により申込みがなされ、かつ、当社が審査して適当と認めた場合は、1年間更新されるもの</u>とし、以後も同様とします。<u>更新を認めた場合は、その旨をお客様に通知します。</u>なお、当社の審査の結果は、<u>当社のウェブサイト</u>で通知します。</p> <p>6 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、前項に規定する更新の審査において、<u>適当と認めないもの</u>とします。なお、審査の結果、<u>契約を更新できない場合の理由は開示しないもの</u>とし、お客様は、当社の審査の結果および理由の不開示につき異議を述べないものとします。</p> <p>(1) (省 略)</p>

新	旧
<p>(2) 契約更新開始日においてお客様が<u>満75歳未満</u>であること。ただし、次の条件を満たす場合において、<u>満75歳以上の契約更新を認めることがあります。</u></p> <p style="text-align: center;">(削る)</p> <p>①～③ (現行どおり)</p> <p>(3) 担保有価証券のうち融資不適格銘柄(当社がコムストックローンの担保として適当と認める銘柄以外の銘柄をいい、以下同じとします。)を除いた銘柄の時価額に対する融資残高の割合が70%未満であること。<u>ただし、担保内容等により契約更新を認めることがあります。なお、融資不適格銘柄は当社のウェブサイトを確認することができます。</u></p> <p>(4)、(5) (現行どおり)</p>	<p>(2) 契約更新開始日においてお客様が<u>満70歳未満</u>であること。ただし、次の条件を満たす場合において、<u>満70歳以上の契約更新を認めることがあります。</u></p> <p>① <u>過去1年以内に契約更新を行っていること。</u></p> <p>②～④ (省略)</p> <p>(3) 担保有価証券のうち融資不適格銘柄(当社がコムストックローンの担保として適当と認める銘柄以外の銘柄をいい、以下同じとします。)を除いた銘柄の時価額に対する融資残高の割合が70%未満であること。なお、融資不適格銘柄は当社のウェブサイトを確認することができます。</p> <p>(4)、(5) (省略)</p>
<p>第3条(担保)</p> <p>1～8 (現行どおり)</p> <p>9 担保の返戻は、お客様からの担保有価証券の返戻の依頼を受け、当社が認めた場合に行うものとします。担保有価証券を返戻する場合は、当社質権口座からお客様の担保取引口座の保有欄を通じて、当社に届け出たお客様の金融商品取引業者の証券取引口座(以下「届出証券口座」といいます。)へ振替を行うものとし、返戻のためお客様の担保取引口座から届出証券口座へ振替を行うにあたっては、その都度、お客様より当社に対しその振替申請があったものとして取り扱います。この場合において、担保有価証券の権利確定日等により振替をすることができないときは、当社は担保有価証券の返戻を留保することができるものとします。<u>また、お客様の当社に対する債務が完済され、本契約が終了した場合、当社は、当社質権口座に記載または記録されている担保有価証券につき、お客様から担保有価証券の返戻の依頼があったものとして取扱うことができるものとします。(複数の届出証券口座がある場合には、当社が選択した任意の口座に振替を行うものとします。)</u></p> <p>10～12 (現行どおり)</p>	<p>第3条(担保)</p> <p>1～8 (省略)</p> <p>9 担保の返戻は、お客様からの担保有価証券の返戻の依頼を受け、当社が認めた場合に行うものとします。担保有価証券を返戻する場合は、当社質権口座からお客様の担保取引口座の保有欄を通じて、当社に届け出たお客様の金融商品取引業者の証券取引口座(以下「届出証券口座」といいます。)へ振替を行うものとし、返戻のためお客様の担保取引口座から届出証券口座へ振替を行うにあたっては、その都度、お客様より当社に対しその振替申請があったものとして取り扱います。この場合において、担保有価証券の権利確定日等により振替をすることができないときは、当社は担保有価証券の返戻を留保することができるものとします。</p> <p>10～12 (省略)</p>

新	旧
<p>第4条（融資要領）</p> <p>1 融資限度額および融資方法</p> <p>(1)、(2)（現行どおり）</p> <p>(3) 第1号の融資限度額は、担保有価証券のうち融資不適格銘柄を除いた銘柄の時価額に60%（一銘柄の時価額の割合が時価額合計の70%以上を占める場合は50%）を乗じた金額とします。ただし、5,000万円（お客様およびお客様の資産管理会社が担保有価証券の発行会社の役員または大株主の場合において<u>当社</u>が必要と判断したときは3,000万円）を上限とします。</p> <p>(4)（現行どおり）</p> <p>(5) <u>当社</u>は、前2号により定めた融資限度額の上限をお客様の職業、勤務先における役職および取引状況、担保内容等により、お客様にあらかじめ通知のうえ<u>契約更新時</u>その他いつでも変更することができるものとします。変更により融資残高が融資限度額の上限を上回ったときは、当該超過額を返済していただきます。</p> <p>(6)~(8)（現行どおり）</p> <p>2 返済方法（現行どおり）</p> <p>3 利率、利息計算および徴収方法</p> <p>(1)（現行どおり）</p> <p>(2) 前号の利率につき、<u>当社</u>は融資残高、担保内容等に基づき、一部のお客様に対し優遇利率を適用する場合があります。この場合には、お客様に対してあらかじめ通知のうえ、いつでもその優遇利率を変更し、または優遇利率の適用を取り止めることができるものとします。</p> <p>(3)、(4)（現行どおり）</p> <p>4 遅延損害金（現行どおり）</p> <p>第5条~第7条（現行どおり）</p>	<p>第4条（融資要領）</p> <p>1 融資限度額および融資方法</p> <p>(1)、(2)（省略）</p> <p>(3) 第1号の融資限度額は、担保有価証券のうち融資不適格銘柄を除いた銘柄の時価額に60%（一銘柄の時価額の割合が時価額合計の70%以上を占める場合は50%）を乗じた金額とします。ただし、5,000万円（お客様およびお客様の資産管理会社が担保有価証券の発行会社の役員または大株主の場合において<u>日証金</u>が必要と判断したときは3,000万円）を上限とします。</p> <p>(4)（省略）</p> <p>(5) <u>日証金</u>は、前2号により定めた融資限度額の上限をお客様の職業、勤務先における役職および取引状況、担保内容等により、お客様にあらかじめ通知のうえ<u>契約期間の更新時</u>その他いつでも変更することができるものとします。変更により融資残高が融資限度額の上限を上回ったときは、当該超過額を返済していただきます。</p> <p>(6)~(8)（省略）</p> <p>2 返済方法（省略）</p> <p>3 利率、利息計算および徴収方法</p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2) 前号の利率につき、<u>日証金</u>は融資残高、担保内容等に基づき、一部のお客様に対し優遇利率を適用する場合があります。この場合には、お客様に対してあらかじめ通知のうえ、いつでもその優遇利率を変更し、または優遇利率の適用を取り止めることができるものとします。</p> <p>(3)、(4)（省略）</p> <p>4 遅延損害金（省略）</p> <p>第5条~第7条（省略）</p>

新	旧
<p>第8条（弁済金の充当順序）</p> <p>お客様から弁済いただいた金額が本契約およびお客様と<u>当社</u>との間のその他の契約に基づき<u>当社</u>に対して弁済いただくべき一切の債務を完済させるに足りないときは、<u>当社</u>が<u>適当と認める順序、方法によりいずれかの債務のうち、元金、利息、遅延損害金または費用のいずれにも充当することができるものとします。</u></p> <p>第9条、第10条（現行どおり）</p> <p>第11条（届出事項の変更）</p> <p>1 印鑑、住所、氏名、Eメールアドレス、職業、勤務先および金融機関口座その他当社への届出事項に変更があった場合には、直ちに当社所定の書面または<u>当社</u>のウェブサイトにより届出をしていただきます。なお、届出に当たっては、当社が必要と認める書類を提出していただくことがあります。</p> <p>2（現行どおり）</p> <p>第12条、第13条（現行どおり）</p> <p>第14条（契約の終了）</p> <p>1 第2条第4項に定める契約期間満了日の到来のほか、次の場合には、本契約は終了するものとします。本契約が終了する場合において、残債務があるときは、お客様は当該残債務を直ちに返済するものとし、担保も完済まで存続し、いずれもこの約款の適用を受けるものとします。</p> <p>(1)～(4)（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">(削る)</p> <p><u>(5)～(7)</u>（現行どおり）</p>	<p>第8条（弁済金の充当順序）</p> <p>お客様から弁済いただいた金額が本契約およびお客様と<u>日証金</u>との間のその他の契約に基づき<u>日証金</u>に対して弁済いただくべき一切の債務を完済させるに足りないときは、<u>日証金</u>が<u>適当と認める順序、方法によりいずれかの債務のうち、元金、利息、遅延損害金または費用のいずれにも充当することができるものとします。</u></p> <p>第9条、第10条（省略）</p> <p>第11条（届出事項の変更）</p> <p>1 印鑑、住所、氏名、Eメールアドレス、職業、勤務先および金融機関口座その他当社への届出事項に変更があった場合には、直ちに当社所定の書面または<u>日証金</u>のウェブサイトにより届出をしていただきます。なお、届出に当たっては、当社が必要と認める書類を提出していただくことがあります。</p> <p>2（省略）</p> <p>第12条、第13条（省略）</p> <p>第14条（契約の終了）</p> <p>1 第2条第4項に定める契約期間満了日の到来のほか、次の場合には、本契約は終了するものとします。本契約が終了する場合において、残債務があるときは、お客様は当該残債務を直ちに返済するものとし、担保も完済まで存続し、いずれもこの約款の適用を受けるものとします。</p> <p>(1)～(4)（省略）</p> <p><u>(5) お客様が第16条による約款変更に同意しないとき。</u></p> <p><u>(6)～(8)</u>（省略）</p>

新	旧
<p>2、3 (現行どおり)</p> <p>第15条 (反社会的勢力の排除) (現行どおり)</p> <p>第16条 (約款の変更)</p> <p><u>1 この約款は、次に掲げる場合に、個別にお客様と合意をすることなく、効力発生時期が到来するまでに当社のウェブサイト等その他相当の方法で公表することにより、変更ができるものとします。</u></p> <p><u>(1) 約款の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき</u></p> <p><u>(2) 約款の変更が、本融資契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性およびその内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、この約款は、個別にお客様と合意をすることにより、変更できるものとします。ただし、当社が約款の変更内容を当社のウェブサイト等その他相当の方法によりお客様に通知し、所定の期日までに所定の方法による異議の連絡がないときは、同意があったものとして取り扱います。</u></p> <p>第17条、第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>付 則</p> <p>この改正約款は2019年11月22日から実施します。</p>	<p>2、3 (省 略)</p> <p>第15条 (反社会的勢力の排除) (省 略)</p> <p>第16条 (約款の改訂変更)</p> <p><u>この約款は、法令等の変更または監督官庁の指示その他当社の業務上の必要が生じたときは、改訂されることがあります。なお、改訂内容がお客様の従来の権利を制限する、もしくはお客様に新たに義務を課すものであるときは、その改訂内容を日証金のウェブサイトまたは書面で通知します。この場合、所定の期日までに所定の方法による異議の連絡がないときは、同意があったものとして取り扱います。</u></p> <p>第17条、第18条 (省 略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>